

岩手県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定医療機関の指定を取り消した。

令和5年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地	取消年月日
松本歯科医院	胆沢郡金ヶ崎町西根西地蔵野88番地1	令和5年10月17日